

議事要旨(3) 実務対応報告公開草案「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(案)」および(改正)企業会計基準公開草案「金融商品に関する会計基準」について

1. 実務対応報告公開草案「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について  
布施専門研究員より、資料「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について、第104回企業会計基準委員会(平成18年5月12日)からの変更箇所を中心に説明がなされた後、審議が行われた。

本公開草案の概要は次のとおりである。

- (1) 企業会計原則注解(注15)に示されている考え方(すでに対価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用)を踏襲する。
- (2) 検討対象とする繰延資産の項目は、原則として、旧商法施行規則で限定列挙されていた項目(会社法において廃止された建設利息を除く。)とする。このため、本公開草案では株式交付費(新株の発行又は自己株式の処分に係る費用)、社債発行費等(新株予約権発行費を含む)、創立費、開業費、開発費の5項目とする。

なお、これまで繰延資産とされてきた社債発行差金については、(改正)企業会計基準公開草案「金融商品に関する会計基準」において会計処理を定めており、本公開草案では取り扱っていない。

- (3) これまでの繰延資産の会計処理、特に繰延資産の償却期間は、それを変更すべき合理的な理由がない限り、これまでの取扱いを踏襲する。
- (4) 実務対応報告の公表日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用する。ただし、会社法施行日(平成18年5月1日)以後、公表日前に終了した事業年度及び中間会計期間から適用することができる。

本公開草案について、委員等からは特に発言がなかった。

2. (改正)企業会計基準公開草案「金融商品に関する会計基準」について

大橋研究員より、資料「金融商品に関する会計基準(案)」について、第104回企業会計基準委員会(平成18年5月12日)からの変更箇所を中心に説明がなされた後、審議が行われた。

本公開草案の改正点の概要は次のとおりである。

- (1) 社債を含む金銭債務は、債務額をもって貸借対照表価額とするが、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額をもって、貸借対照表価額としなければならないものとしている。

- (2) 企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」の定めを踏まえ、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、新株予約権及び新株引受権を純資産の部に計上することとしている。
- (3) 改正前会計基準では、転換社債及び新株予約権付社債に関する会計処理を定めていたが、本公開草案では、新株予約権付社債に関する会計処理を定めることとしている。
- (4) 改正会計基準の公表日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用する。ただし、会社法施行日（平成18年5月1日）以後、公表日前までに終了した事業年度及び中間会計期間については、改正会計基準を適用することができる。

委員等からは、内容の確認や表現及び字句修正について意見があった。

審議の後、採決が行われ、細かい字句修正に関しては委員長に一任の上、出席者13名全員の賛成により、標記公開草案の公表が承認された。

以 上